

ID: 192

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	柴田町給水条例 第37条及び第38条		
例規番号	平成10年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第37条及び第38条の規定による。</p> <p>(過料)</p> <p>第37条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第38条 町長は、詐欺その他、不正の行為によって第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日